

井手町一般廃棄物収集運搬業務 委託一般競争(指名競争)入札参 加資格審査申請について

1. 趣旨

この要領は、本町の一般廃棄物のうち一般家庭から（一部事業系一般廃棄物含む）排出される燃やすごみ、その他ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等の収集運搬業務を委託するにあたり、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請に必要な事項を定める。

2. 一般競争（指名競争）入札に参加するものに必要な資格

一般競争（指名競争）入札に参加できるものは、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）第4条の基準に該当している者。
- (2) 平成24年1月1日現在、法人については、井手町内に本社（本店）が所在すること。個人にあつては、井手町内に住所又は外国人登録がある者。
- (3) 一般廃棄物（事業系一般廃棄物も含む）の収集運搬業務の実績を申請書提出時においても有すること。
- (4) 本業務受託後、1箇月以内に、本業務に必要な人員、資機材が確保できる者（この場合において、本申請時に提出書類サからタを提出できない者は、本業務受託後、3箇月以内の提出も可とする。）
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成1年法律第83号）第3条に規定する事業の許可を有すること。（ただし、現在許可を有しないものは、平成24年3月31日迄に許可が得られる者。）
- (6) 前各号に該当するもので、必要書類を提出できるもの。

3. 一般廃棄物収集運搬業務委託の概要

① 収集運搬業務を委託する一般廃棄物

一般家庭から排出される燃やすごみ、その他ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、古紙
一部事業系一般廃棄物含む

② 収集運搬業務委託区域

井手町内の一部の区域

③ 収集頻度

毎週月曜日から金曜日収集（土曜日、日曜日、年末12月31日、年始1月1
日から1月3日までを除く指定した日）

④ 収集運搬開始時間及び処分地搬入終了制限時間

午前9時から午後4時までとする

⑤ 各戸別収集が主とした業務

4. 受付期間・日時等

① 平成24年1月5日（木）から同年1月31日（火）（ただし、土曜日、日曜日、
休日は除く。）

② 受付は、午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）

③ 場所 井手町役場 西別館1階 第1会議室

5. 編さん方法

提出書類の記号順にそれぞれ一部ずつ添付した後、左側をホッチキス止め又は紐
綴じにして下さい。（ファイルは不要です）

6. 有効期間

平成24年3月1日～平成25年3月31日まで

7. 問い合わせ

井手町役場

（業務内容については）産業環境課 TEL 0774-82-6168

（受付事務については）建設課 TEL 0774-82-6167

事務所及び車庫付近の見取り図

会社名(名称)

所在地	
構造	

【カラー写真添付のこと】

付近見取図

N
↑

車両一覧表

会社名 (名称)

	車両番号	年式	車名	積載量	登録年月日	形状	車検満了日
					購入年月日		
例	京88 ス 8432	H.15	キャンター	2.0 t	H15.7.12	パッカー	H15.7.11
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

様式第7号

誓 約 書

平成 年 月 日

井手町長 汐 見 明 男 様

所在地

名称(会社)

代表者名

⑩

申請者、申請者の役員、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第3項第4号イからチに規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

万が一、不正が判明した場合は、いかなる処分もお受けし、異議申立てはしません。

提出書類

記号	提出書類	備考
ア	井手町一般廃棄物収集運搬業務委託一般競争（指名競争）入札参加資格申請書	【様式第1号】
イ	住民票又は外国人登録済証明書	個人の場合（3箇月以内のもの） （写し可）
ウ	商業登記簿謄本	法人の場合（3箇月以内のもの） （写し可）
エ	印鑑証明書	（3箇月以内のもの）
オ	代表者の身分証明書	本籍地の市区役所、町村役場で証明を受ける（3箇月以内のもの）
カ	貨物自動車運送事業法第3条の許可証及び同法第19条の運行管理者資格者証	（写し）
キ	営業所一覧表	支店又は営業所がある場合のみ 【様式第2号】
ク	税務署発行の納税証明	管轄の税務署で証明を受ける （写し可）
ケ	町発行の納税証明	税務課で証明を受ける 新田平成23年12月12日から
コ	町発行の各種使用料及び返済金完納確認書	各担当課で確認を受ける 新田平成23年12月12日から
サ	事務所及び車庫付近の見取図並びに同カラー写真	【様式第3号】
シ	従業員名簿	【様式第4号】
ス	従業員福利厚生一覧表	【様式第5号】
セ	車両一覧表	【様式第6号】
ソ	車検証	（写し）
タ	誓約書	【様式第7号】

- 税務署発行の納税証明書は国税通則法施行規則別紙様式第8号様式（その3）（その3の2）（その3の3）のいずれかとし、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明を受けてください。